

China Tax Monthly (中国税務月報)

2024年6月



中国税務調査の最新動向

背景

「アフターコロナ」の2年目となる2024年、中国は景気回復の勢いが鈍化し、地方の財政も苦しくなる傾向にある。日本や欧米諸国の間で中国に関する地政学的リスクが認識され、外国企業によるサプライチェーンの再構築が検討されているなか、税収減少を懸念する中国税務当局（以下「税務当局」）は、クロスボーダー取引をはじめとする諸税務政策の執行をより厳格化しようとしている。ビッグデータの活用を特徴とする、中国における最新バージョンの税務申告管理システムである「金税四期」の導入は、税務当局が税務監督をより効率化、厳格化しようとする試みの1つといえるだろう。

税務当局は、国家外貨管理局、税関、商務局、市場监督管理局などの行政管理当局との情報交換を通じて、中国から外国親会社への配当、サービスやロイヤルティを含む各種の対外送金、貨物の輸出入、分割・合併や撤退など再編に関わるクロスボーダー取引のモニタリングを強化している。

本稿では、中国税務調査の最新動向とその対応策について解説する。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることを予めお断りする。

内容

1. 中国税務調査の最新動向：ビッグデータを活用した税収管理

(1) 税務当局は納税者の税務リスクを常時モニタリングする枠組みを構築

税務当局は、納税者に関する膨大な税務・財務・その他のデータを活用し、税務リスク管理に役立てている。

税務当局による税務リスク管理は、納税者のコンプライアンス体制の確保に重点を置いており、納税者に対する日々のリスク評価の枠組みを構築する、というものである。広範囲の定性的・定量的な情報収集を通じて、企業の全体的な状況をマクロレベルで把握するとともに、ビッグデータ分析によって、リスクモニタリングおよび規定順守状況の管理を完全な形で実施することを目指している。その代表的な取り組みが、最新の税収管理システム「金税四期」の開発と導入である。

(2) 税務当局と各行政当局間の情報交換

デジタルトランスフォーメーション（DX）が積極的に推進されている中国では、税務を含む各行政当局による管理監督の現場において、ビッグデータとIT技術が活用されている。また、各行政当局の間では、情報共有と定期通告が盛んに行われている。

税務視点でいえば、税務当局は「金税四期」を用いて、税務に関するデータのみならず、外貨管理（銀行）、税関、公安当局、市場監督管理当局、労働部門などのシステムをリンクさせている。これにより、各方面から企業に関連する各種データを収集・分析して、

企業の経営状況の把握や、日頃のリスクモニタリングを行っている。

(3) 課税執行方法の変化：立案調査から自主調整へ

このようなビッグデータ技術を活用する税収管理システムの導入は、税務調査人員の省力化につながる。システムには各種の自動検査機能が搭載され、企業のデータを過去のデータや同業他社のデータと比較し、異常な数値を確認すれば企業に説明や自主調査を求める。企業の説明や自主調査が不十分であると認められた場合、税務当局は正式な調査通知を出し、その企業に対して現場調査を行う。

また、税務当局は「納税信用評価制度」を導入しており、日頃のモニタリングによる各種の税務データに基づき、納税者をランク付けしている。納税信用ランクが高い納税者に対しては税務調査の頻度が極力抑えられるが、納税信用ランクの低い納税者は税務当局に厳格に管理され、税務調査が行われる可能性が高くなる。

(4) 「ダブルランダム」というランダム税務調査の多発

「ダブルランダム」税務調査とは、「納税者を検査対象名簿に登録し、納税者の規模、リスクランク、信用ランクに基づいて名簿を分類し、検査対象をランダムに抽出する。また、税務局側の調査官もランダムに選定され、ランダム検査の状況は適時に公開される」というものである。この制度は、2015年から中国に導入されている。

ランダム税務調査は、税務査察を担当する専門税務当局である税務査察局が主導し、「まず納税者が自主調査し、その後、税務局が重点的に検査する」あるいは「直接、税務局が立案調査する」という調査方法が通常採用される。

近年の中国経済の不況による、各地の税収源不足などの状況を背景に「ダブルランダム」税務調査制度を活用したランダム税務調査が中国各地で多発している。調査対象に選ばれた企業にまず自主調査、自主納税を行わせ、ゼロ納税または自主納税額の少ない企業に対し、さらに正式な立案調査を実施する、というアグレッシブな行動を取る地方税務当局もあり、企業はランダム税務調査に如何に適切に対応すべきか懸念している。

2. その他外資企業における典型的な税務調査事例

(1) 税務登記抹消に伴う税務調査

会社清算、中国内での吸収合併による消滅会社の登録抹消、または中国内の場所の移転などにより、中国企業は所在地での税務登記抹消を行う。その際、現地税務当局は、当該会社に関わる税務当局内部システム上の未決税務事項の有無、過去のモニタリング指標、税務格付けランクなどを確認する。これにより、会社経営期間中の税務コンプライアンス状況を審査し、不備があると判断した場合には税務調査を実施する。近年では、このような事例が多く発生している。

(2) 対外送金に関わる税務調査

外資企業の対外送金に関する税務当局の税務管理監督は、近年強化される傾向にある。とりわけ、海外関連会社への海外送金の名目が多い。送金の金額が大きく、海外送金により中国企業自体の利益水準に大きなマイナス影響を与える場合には、税務当局の質疑・調査対象とみなされやすくなる。

3. 調査対応方法の提案

(1) 調査中の対応方法

税務当局または税関による調査、または質疑が発生した初期段階で、当局担当官の所在部署、当局から交付された通知文書に記載されている内容（文書名、適用法令、提出期限、調査範囲、発行機関名など）を確認する。さらに、当局から口頭ベースで伝えられた情報、所在地または全国の最近の調査動向などの情報を集め、関連調査の性質と範囲を正確に把握することが肝要である。

このように調査内容の性質を正しく判断したうえで、関連調査項目に関するリスクレベルを事前に把握できるか、調査対応可能な社

内人員などのリソースが配置されているか、外部専門家介入の必要性とタイミングなどを検討し、次のアクションプランを策定する。

当局調査対応の際には、当局に要求される提出期限どおりに正確な書類と説明資料を用意し、提出する。調査現場では、当局の質問に適切に回答し、調査を有利な方向に導くことも重要である。外部専門家のサポートを求める場合は通常、介入させるタイミングが早いほど効果的である。

納税者は当局の調査結果に異議がある場合、納税手続きを済ませた後に、関連当局の上級機関に対し不服申し立てや行政訴訟を提出する権利がある。しかし、さまざまな複雑な要因により、これらの納税救済措置は実務上ほとんど運用されていない。そのため、調査中の対応を重視し、可能な限り納得できる結果になるよう努めることが肝要である。

(2) 調査の事前防止とリスク低減の対策

当局の調査リスクを低減するためには、以下の三つの対策が考えられる。

1 つ目は、定期的に「税務健康診断」を実施することである。中国では税務法規の更新が頻繁に行われ、かつ各地の税務局の法令に対する実務上の解釈と運用にバラツキがある。そのため、最新法規に基づき、かつ地方税務当局の実務運用を理解したうえで、中国法人の税務法令順守状況を定期的に確認することを推奨する。

加えて、中国税収徴収管理法などの法令によれば、税務調査の遡及期限は通常 3 年であるが、5 年（過小納付税額が 10 万元以上の場合）ないし無期限（脱税行為と判定される場合）という厳重な状況となる可能性もある。さらに、過去年度の過小納付税金のみならず、延滞金（1 日あたり 0.05%）と罰金（0.5 倍から 5 倍）などの処罰を受ける可能性もある。したがって、時とともに税務問題が積み重なり税務リスクが大きくなる前に、定期的な査定を行い、発見した問題をタイムリーに解決することが肝要である。

2 つ目は、社内の税務コンプライアンス管理レベルを向上させることである。前述のとおり「金税四期」の導入に伴う税務当局のデジタル化や AI 化に対応していくため、企業には税務コンプライアンスや統制管理プロセスの強化が求められる。また、税務以外の情報も含めたデータ分析を活用した、税務管理のデジタル化も検討する必要があると考えられる。

3 つ目は、移転価格に関する事前確認制度（APA）、税関の事前裁定制度や、深圳市や広州市などの現地当局による、特定のクロスボーダー取引の税務処理に関わる事前裁定制度の利用である。これらのような特定税務事項に関わる当局の事前裁定、または事前協議制度を利用することで、過去の税金処理に関する当局の事後監督や調査によるリスクを低減することができる。

(MUFG BK 中国月報 2024 年 6 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)
KPMG 中国 日系企業サービス
税務パートナー
陳蔚 (Vivian Chen)
中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 中国華潤ビル 15F
Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com